○長泉町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

平成25年３月１日告示第６号の３

改正

令和元年９月26日告示第31号

令和３年10月15日告示第151号

令和５年２月24日告示第33号

長泉町高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、聴力機能の低下がある高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用（以下「購入費」という。）の一部を助成することにより、高齢者の生きがいづくりと生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(１)　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町に記録されている65歳以上の者

(２)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補聴器の支給対象とならない者

(３)　両耳又は片耳の聴力レベルが41デシベル以上であり、医師から補聴器の使用が必要であると証明を受けた者

一部改正〔令和３年告示151号〕

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。ただし、助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(１)　両耳の聴力レベルが41デシベル以上の場合　購入費の２分の１以内で上限80,000円

(２)　片耳の聴力レベルが41デシベル以上の場合　購入費の２分の１以内で上限40,000円

一部改正〔令和３年告示151号〕

（助成の申請）

第４条　助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長泉町高齢者補聴器購入費助成事業申請書（様式第１号）に、購入費の領収書を添付し、購入費を支払った日から２月以内に町長に提出しなければならない。

２　申請は、対象者１人につき１回を限度とする。

（助成の決定）

第５条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、長泉町高齢者補聴器購入費助成事業決定通知書（様式第２号）により申請者に通知し、助成金を支給するものとする。

（助成金の返還）

第６条　町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、当該助成金を返還させることができる。

附　則

この告示は、平成25年４月１日から施行し、施行日以後に購入した補聴器について適用する。

附　則（令和元年９月26日告示第31号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

３　この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附　則（令和３年10月15日告示第151号）

この告示は、令和４年４月１日から施行し、施行日以後に購入した補聴器に対する補助金から適用する。

附　則（令和５年２月24日告示第33号）

この告示は、令和５年３月１日から施行する。